

愛知県立大学学校図書館司書教諭課程履修規程

第1条 本学学則第43条の規定により、本学の学生で学校図書館司書教諭（以下「司書教諭」という。）資格の取得を希望する者の履修科目及び履修方法は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）及び学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）によるほか、この規程による。

第2条 司書教諭課程の授業科目を履修できる者は、小学校、中学校又は高等学校の教育職員免許状の取得に関する授業科目を履修している者に限る。

第3条 小学校、中学校又は高等学校の教育職員免許状を得た者で、別表に定めるすべての授業科目の単位を修得した者に対し、司書教諭単位修得証明書を発行することができる。

第4条 この課程の授業科目の履修により修得した単位は、卒業単位に算入しない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

授業科目	設置年次及び単位					必修 単位
	I	II	III	IV	計	
学校経営 と学校図 書 館			2		2	2
学校図書 館メディ アの構成			2		2	2
学習指導 と学校図 書 館			2		2	2
読書と豊 かな人間 性			2		2	2
情報メデ ィアの活 用			2		2	2
計					10	10